

令和7年（2025年）11月6日
下関市福祉部長寿支援課

下関市ふれあいプラザに係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市ふれあいプラザに係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります。令和7年12月議会の議決を経た後に、下関市長が指定することになります。

記

1 選定の概要

（1）施設の概要

名称	位置	延床面積	施設構造
後田ふれあいプラザ	下関市後田町五丁目16番9号	112.47㎡	鉄筋コンクリート造
彦島ふれあいプラザ	下関市彦島江の浦町一丁目15番11号	261.99㎡	鉄骨造

（2）指定期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

（3）指定管理候補者の概要

施設名称	指定管理候補者名称	指定管理候補者所在地
後田ふれあいプラザ	下関市老人クラブ連合会后田支部	下関市後田町五丁目16番9号
彦島ふれあいプラザ	彦島ふれあいプラザ運営委員会	下関市彦島江の浦町一丁目15番11号

2 選定までの経緯

令和7年 8月21日	非公募により申込書の受付開始
令和7年 9月26日	申込書の受付締切
令和7年10月27日	下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）による審議
令和7年10月27日	下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）が下関市長に意見を提出
令和7年10月31日	下関市が指定管理候補者を選定

(1) 非公募の理由

当該施設の利用実態は施設が設置されている地域の高齢者が利用することが多く、地域性の非常に強い小規模施設であり、各地域の住民や利用者で組織される地域団体による管理運営が最も効率的かつ効果的であるため。(下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項第1号に該当)

(2) 申込可能団体

下関市老人クラブ連合会後田支部、彦島ふれあいプラザ運営委員会

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や管理運営に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）を開催し、申込団体から提出された事業計画書等の書類審査を行い、申込団体についての意見を下関市長に提出しました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、申込団体を指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）の委員（4人）

【学識経験者】 吉島 豊録 （学校法人梅光学院 特任教授）委員長

【経営・財務に関する有識者】 嶋本 健児 （下関商工会議所 専務理事）

【管理運営に関する有識者】 西田 知恵 （下関市介護支援専門員協会 理事）

【利用に関する有識者】 廣田 一二三 （下関市民生児童委員協議会 理事）

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

各委員100点満点の採点方式により選定。なお、最低制限基準を平均点60点以上とし、各委員の採点の平均点が最低制限基準を上回った場合に選定することとした。

審査項目等については、別添1 審査基準（ふれあいプラザ）のとおり

6 選定委員会の審査結果

(1) 審査結果 別添2 審査集計表（ふれあいプラザ）のとおり

(2) 議事録（要点） 別添3 議事録（要点）のとおり

7 選定結果

下関市は、選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、下関市老人クラブ連合会後田支部、彦島ふれあいプラザ運営委員会を指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別添4 提案概要（ふれあいプラザ）のとおり

(2) 選定の主な理由

- ・下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため。
- ・下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）における審査の結果、指定管理候補者として適当であると答申があったため。

8 提案額

施設名称	3年間の平均額	3年間の合計額
後田ふれあいプラザ	925,000 円	2,775,000 円
彦島ふれあいプラザ	778,000 円	2,334,000 円
合 計	1,703,000 円	5,109,000 円